

Enjoy 地方競馬

馬の数だけ夢がある



NAR 地方競馬全国協会

地方競馬の収益金を活用して全国の畜産の振興のために補助金を交付しております。

全国25場からお届けします。

グラス&シード

2004・1
第11号

目次

巻頭言	
雑感	3
特集 コントラクター	
1 コントラクターの役割と課題	4
2 ドイツにおける農作業受委託組織の活動	9
3 地域におけるコントラクター組織の活動状況	13
4 北海道におけるコントラクター組織の現状と課題	18
5 青森県コントラクター活動事例	24
品種解説	25
会員だより	26
統計資料	
平成15年産飼料作物の作付(栽培)面積及び収穫量	27
G & S 排壇	29
農林水産省からのお知らせ	30

社団法人
日本草地畜産種子協会



雑 感

(社)日本草地畜産種子協会副会長

(社)北海道草地協会 会長

向 田 孝 志

北海道では、飼料作物の作付け面積や単収は依然として停滞しているが、経産牛1頭当たりの乳量は現在も増加を続けている。乳牛改良もさることながら、安い輸入穀物飼料を多給しているからであろう。

特に最近では、生乳生産1,000トン以上の酪農家が戸数で4割、生産量で16割を占めるに至っており、メガファームともいわれる超大型農場が続々と誕生している。

このように経営が大型化すればするほど、効率化の観点からますます穀物飼料依存度を高めていくのは必然であろう。

経営規模を大きくすればするほど、乳牛頭数を増やせば増やすほど飼料の自給率は低下するという矛盾に遭遇することになる。

しかし、急激な多頭化の進展に伴って、草地や飼料畑が利用・吸収できる以上に大量の糞尿がもたらされ、環境汚染の大きな原因になっている。

また、先に発生した口蹄疫やBSEは輸入飼料が原因でないかともいわれており、「食の安全・安心」に対する国民の信頼を揺るがすとともに、濃厚飼料多給型畜産の現状に警鐘を鳴らす大事件となった。

このような情勢の中で、最近自然と共生し、経営と生活にゆとりを求める集約的な放牧酪農の取り組みが注目されてきている。

もともと北海道では草資源に恵まれており、6割程度の酪農家は何らかの形で放牧を実施しているが、昼夜放牧など放牧主体の経営となると、従来はかなり限定されていた。

しかし、最近では、過重な労働からの解放、飼料購入費の低減、健康な牛づくりなどの面で具体的な成果が認められるようになり、新たな放牧酪農に取り組み、成功している事例がみられるようになってきた。

このような放牧主体の酪農は、立地条件などいろいろな制約はあるにしても、今後ある程度の広がりを持って普及していくのではないかと思われる。

メガファームと放牧酪農、この対極に位置する両タイプの経営が台頭する中で、飼料自給率は依然として低迷を続けており、飼料増産運動もいまだ思うような成果を挙げるに至っていないのが現実である。

しかし、アンケートの結果などをみると、北海道の酪農家は放牧や自給飼料の活用意欲がかなり高いようである。

BSEが契機となって、消費者グループから道内酪農の飼料完全自給を求める動きも出てきた。

研究者や有識者の中からも、「輸入飼料依存型の生産方式から脱却し、土地利用型循環型の生産方式に回帰すべきである。」と主張する声が多く聞かれるようになってきた。

これらの動きを現実のパワーとして、飼料自給率向上の起爆剤とする妙案はなにかないものだろうか。

特集

コントラクターの役割と課題

九州大学大学院農学研究院

助教授 福田 晋

1. はじめに

自給飼料増産の必要性と多様なニーズに応える形で、北海道をはじめとして各地でコントラクターの立ち上げが続いている。今後とも畜産農家の労働軽減のためにも分業化、外部化を推進しなくてはならず、コントラクターへのニーズは高まるであろう。しかし、肝心のコントラクターそのものの経営問題という課題もある。畜産経営は労力的に楽になりトータルの収支が改善しても、コントラクターの持続可能性がないのでは先の展望は見えてこない。本稿では、飼料作コントラクターを基本としながら、複合部門の事業展開や組織見直しを図っている3つの事例を踏まえた上で、今後のコントラクターの展開方向について検討してみたい。

2. コントラクターの作業実績と複合部門との有機的連携

平成5年度から13年度までにコントラクターの数は47から200まで増加し、利用戸数は3,380戸から16,313戸に、収穫延べ面積も12,682haから67,341haへとそれぞれ約5倍に増加している。

ところで、コントラクターの業務を飼料作に限定すると季節的な繁忙が存在し、労働力、機械の周年稼働が問題となってくるために、複合部門への参入が進んできており、実際に飼料作のみのコントラクター業務に限定しているところは42.

4%となっている。逆に飼料作コントラクター収入が50%未満の組織は30.6%で、公社、有限会社ではそれぞれ87.5%、14組織60.9%と飼料作受託以外のウエイトが高くなっている。これは公社が地域振興上多様な部門への進出を余儀なくされるという側面を持ち、有限会社は、農家主体の営農集団と異なり組織、労働力ともに規模が大きく、年間平準化した作業の確保が必要となるからである。

13年度における全国ベースの作業受託面積の内訳をみると、全受託面積の54%を飼料収穫作業が占めており、次いで堆肥散布事業(17.8%)、飼料生産関連事業(13.5%)となっている。つまり、飼料作コントラクターといっても、単に飼料生産だけでなく、すでに堆肥散布関係、草地更新・除草剤散布などの飼料生産関連事業など幅広い事業に参入していることがわかる。そして、この点は地域的にみると一層特徴がみられる。まず、北海道では飼料収穫作業(55.7%)に次いで、堆肥散布等作業(20.2%)が極めて高いことが特筆される。これに飼料生産関連作業を加えると約90%を占める。ところが、沖縄では飼料収穫作業が89.5%、東海では耕種作業等(水稻、大豆、麦などの播種、収穫作業)が74.5%と極めて特徴的な作業請負をしていることがわかる。これらの作業受託内容は地域の畜産、耕種部門の展開状況を反映した形になっていると思われ、今後も地域のニーズを踏まえた展開が望まれる。

このように、コントラクターは実際に多様な部門への進出をしているが、サービス事業体として

の複合部門の導入によって、単に労働力を周年業務できる体制の確立を目指すだけでなく、更なるメリットを追求することが重要である。具体的には、大型トラクターを所有して、その操業度を高める意味から土地利用型耕種部門の作業受託も1つの方向で、東海地域はその典型例である。また、畜産経営を包括的に支援・補完するという観点からは、糞尿処理、堆肥散布部門もその一部門となりえる。

以下では、露地野菜部門を取り入れている有限会社の事例、農協直営のコントラクターという制約から脱皮したB法人の事例、町が主体となった堆肥センターの散布業務にC農協の支援センターが参入した事例を取り上げて、今後のコントラクターの課題と展開方向の示唆を得たい。いずれも、代表的畜産地帯である宮崎県の実例であることを記しておきたい。

3. サービス事業体による作業受託の意義と課題 - A有限会社 -

1) 組織と事業内容の特徴

A有限会社は、昭和58年から土地基盤の整備や道路整備などの請け負い作業をおこなっており、翌年からトラクターの有効利用対策として牧草、稲ワラの梱包作業、60年にコーンハーベスタを導入してとうもろこし収穫に乗り出している。飼料作受託を経営の柱としたのは、近隣の数戸の酪農家からロールラップ体系の導入を要請されて収穫作業を開始したことに始まる。

現在は、社長他、8名の男子オペレータと3名の女子事務員、臨時オペレータ3名、パート事務員7名の社員構成である。平成13年度の飼料生産関係の作業は、収穫作業425戸(128戸、町内の酪農家、繁殖農家)、耕起等作業21戸(31戸)、堆肥調整、散布作業206戸(103戸うち畜産農家50戸)であり、飼料作以外に耕種作物の耕起等の受託を行っている。

飼料作の受託だけでは、ほとんど収支ぎりぎり

か、採算が合わないのが現状である。また、飼料作受託部門のみで損益分岐点を越えた面積をカバーしていても上述の職員を雇用したうえでサービス事業体として成立するわけではないが、複数のオペレータの組作業として計画的に機械作業を行っているので、効率的な作業体系がとられている。

A有限会社では、経営全体として黒字経営の成果を出すために、飼料生産受託の持つ制約である作業の周年性を確保するために取り入れた露地野菜部門(加工用馬鈴薯、ニンジンの借地生産)が総売上げの約6割を占めており、他にも土木作業、荒廃地の簡易造成など複合部門を取り入れている。とりわけ、露地野菜部門は、農地有効利用と冬季の作業確保=収入確保という面から貴重な部門と位置づけられている。北海道のコントラクターは冬季の収入がほぼ見込めないため、九州のコントラクターは比較優位にあるといえる。

2) 飼料作部門の更なる改善

現在の飼料作受託の効率をさらに上げるためには、次のような対策が必要であろう。まず第1に、現在ほとんど部分受託されているものを播種からサイロ詰めまでの全面作業受託へ、さらに経営受託へ展開することである。計画的作業が可能となり、さらに受託面積を広げてスケールメリットを出すことができる。第二に、農作業を集团的に請け負うことができれば一層のコストダウンが可能となる。当該町内では、平成13年に農用地利用調整を行う組織として第3セクターの農業公社が設立されており、実際にこの公社がどのような調整・仲介機能を果たすかが重要になる。第3に、飼料供給事業体として一層の展開を図るために、TMRセンターを作ることを視野に入れている。10年くらい前から飼料受託面積は安定期に入っており、単に受託面積を拡大する時期から次の戦略に向かう時期に来ている。これについては、北海道で既にコントラクターの機能とTMRセンター機能の統合が進んでおり、参考にすべきである。

4 . B 農協出資による農業生産法人

1) 農協直営コントラクター事業の課題と限界

B 農協では、古くから J A 管内の 10 支所に農作業受託を行う農産センターが配置されており、育苗施設（水稻・野菜育苗）、乾燥調製施設（籾・麦乾燥調製）、大型農業機械部門（大型トラクターを利用する畑作・飼料作部門）の 3 部門の作業を請け負っていた。

飼料作受託面積は増加傾向にあったが、10 センターごとの受託実績のバラツキが顕在化したにもかかわらず、オペレータが支所単位の農産センターを越えて受託作業に出役できないという制約があって労働、機械利用効率を低位にしていた。また、オペレータ人員配置と機械装備の関係からロール体系を導入できないという問題点を抱えていた。さらに、農産センター全体の赤字対策としてのオペレータの人員削減を余儀なくされたこと、オペレータが職員定期異動によりプロ集団になれないという、いわゆる農協直営事業としての限界が明らかとなってきた。

そこで、基本的に農産センターを J A 出資の独立会社として運営させることの必要性が議論されて、新たな組織へと展開を図っている。つまり、前述した A 有限会社のようなサービス事業体と対等の作業効率、経営効率をあげることを狙いとしたのである。

2) B 農協出資による農業生産法人の設立と現状

こうして、平成 13 年 7 月に従来の農産センターは、農協直営の有限会社に生まれ変わった。その目的には、「担い手不足を補完し、地域の農業生産法人を育成支援するため、農業経営ができる J A 主導型の農業生産法人を設立し、地域農業振興の担い手として育成する」とあり、コントラクターとして地域の農業経営を支援しながら、農地を耕作できない農業者に代わって農業経営を行うこと

も事業内容とすることが特徴である。したがって、具体的な事業内容も 農家から借り入れた農地を利用する直営農場 部分作業受託 農地保有合理化事業によって長期借り入れた茶園の造成 水稻及び野菜育苗、ライスセンター事業 白米販売事業と多岐にわたっている。

農協直営のコントラクターは、その組織的限界から経営的視点が脆弱であり、組合員、地域のための公益的な組織となりやすい。この点を克服して、組合員のための組織でありながら、一定の効率化を図り、収益性を高める工夫は今後とも必要である。

5 . コントラクターの堆肥散布による堆肥販売の急増

先に、コントラクターの多角化の内容として堆肥散布部門を指摘した。ここではそこで大きな成果をあげた C 町の事例についてとりあげる。C 町では、土づくりと畜産公害解消を目的に平成 7 年度に「C 町クリーンセンター」が設立されているが、その最も大きな特徴は、当初から町の環境行政の一環として位置付けられ、家畜排泄物に加えて一般家庭から排出される生ごみを一体的に処理するシステムを確立していることである。

このような形で原料確保、堆肥製造はできるが、肝心の農家への堆肥販売は予想以上に停滞していた。その要因を調査すると、堆肥を散布することが農家にとって極めて重労働であることが判明し、農協の支援センター（いわば農協直営の総合コントラクター）が散布業務に参入することで一気に堆肥製品が農家に売れるようになった。農協の支援センターは、職員 1 名の他に常雇職員 2 名、臨時職員 2 名体制で、牧草の集草作業、梱包作業をはじめとして、深耕作業、土壌消毒、土壌改良剤散布、にら植え付け作業など多様な作業を受託しているが、それに新たに堆肥散布作業が加わったわけである。

堆肥販売量は平成12年の1,852トンから13年3,050トン、14年3,085トンまで約65%程度も増加している。袋詰め堆肥の販売量は300トン前後で増加しておらず、この増加分がバラ堆肥増加であることを裏付けている。実際のセンターの散布量は13年度が848.8 t (20.4ha、114戸)、14年度が859.6 t (21.1ha、118戸)となっており、ばら堆肥販売のうち散布率は31.1%、30.8%となっている。

具体的な商流と物流の流れは、次のとおりである。農家はJAの支店や町内の堆肥取り扱い商店に直接堆肥購入を申し込み、それは、クリーンセンターに集約される。クリーンセンターでは、ばら堆肥について圃場までの運搬を行う。購入申し込みと同時に散布まで申し込んだ農家には、支援センターから3人の作業員が同行し、ユニック車による散布機への積み込みと散布作業を行うという流れである。ばら堆肥の販売単価は3,150円、袋詰めは15kg入りで210円であり、散布料金は1,000円/tである。町では農家の意向調査後、散布業務に参入するためにユニック車1台と散布機2台をいずれも中古で購入している。当初機械を装備するに当たって、果たして農家の散布作業に対する委託があるか否かが疑問視されていたが、堆肥は欲しいけど散布労働がきついというネックを見事に克服したことになる。

堆肥センターを持ち、糞尿を堆肥製品にすることはできるが、販売できずに在庫が貯まっている地域では、散布作業のニーズを今一度調査し、コントラクターの新たな業務として取り込むべきである。

6. 今後のコントラクター展開の課題

1) 作業コスト低下と作業機械、労働力の所有形態

コントラクターの機械作業コストの面積当たり平均費用を低減するためには、固定費部分を大きくして、操業度を高めることが重要である。つま

り、コントラクターが作業機械を所有しており、労働力も常時雇用の形態、すなわち固定費用として位置づけられるものであれば、機械、労働力の操業度を高めることによって、固定費を如何に低減するかがコスト削減のポイントとなる。上述した2つの有限会社組織は、いずれもこのような形態を選択したわけで、作業規模を拡大すれば単位面積当たりコストが削減する領域が広がる。また、オペレータについても、質の良いサービスを提供するために、一定の研修を受け高度な技術を修得した者を配置することが、法人化によって可能となり、農協組織内部での問題点はクリアできると思われる。

2) 操業度をあげるための複合部門の存在

複合部門は、資本構成や労働力等から見て飼料作コントラクター部門と有機的連関があり、補完、補完関係が働くものが望ましい。逆に、競合関係或いは新規にコストを発生させるような部門はマイナスとなる。従って、大型トラクターを所有し、その操業度を高める意味から土地利用型の耕種部門の作業受託、経営受託は1つの方向である。また、畜産経営を包括的に支援・補完するという観点からは、畜産ヘルパーとしての一部門という位置づけも可能で、C農協のように糞尿処理、堆肥生産販売部門もその一部門となりえる。

3) 地域農業におけるコントラクター利用システムの工夫

上述した作業面でのコスト問題と同様に重要な点が、委託者からの受託業務事務、受託農地の作業調整、機械・労働力の配置、非常時の対応、精算業務等の調整管理業務である。

A有限会社は、受託農地の調整の点で最も悩んでいたが、町に農業公社が設立され、この農業公社がコントラクターと委託者との仲介をする「仲介・調整組織」の役割を果たしてくれることが、これからの作業受委託システムを円滑に進めてい

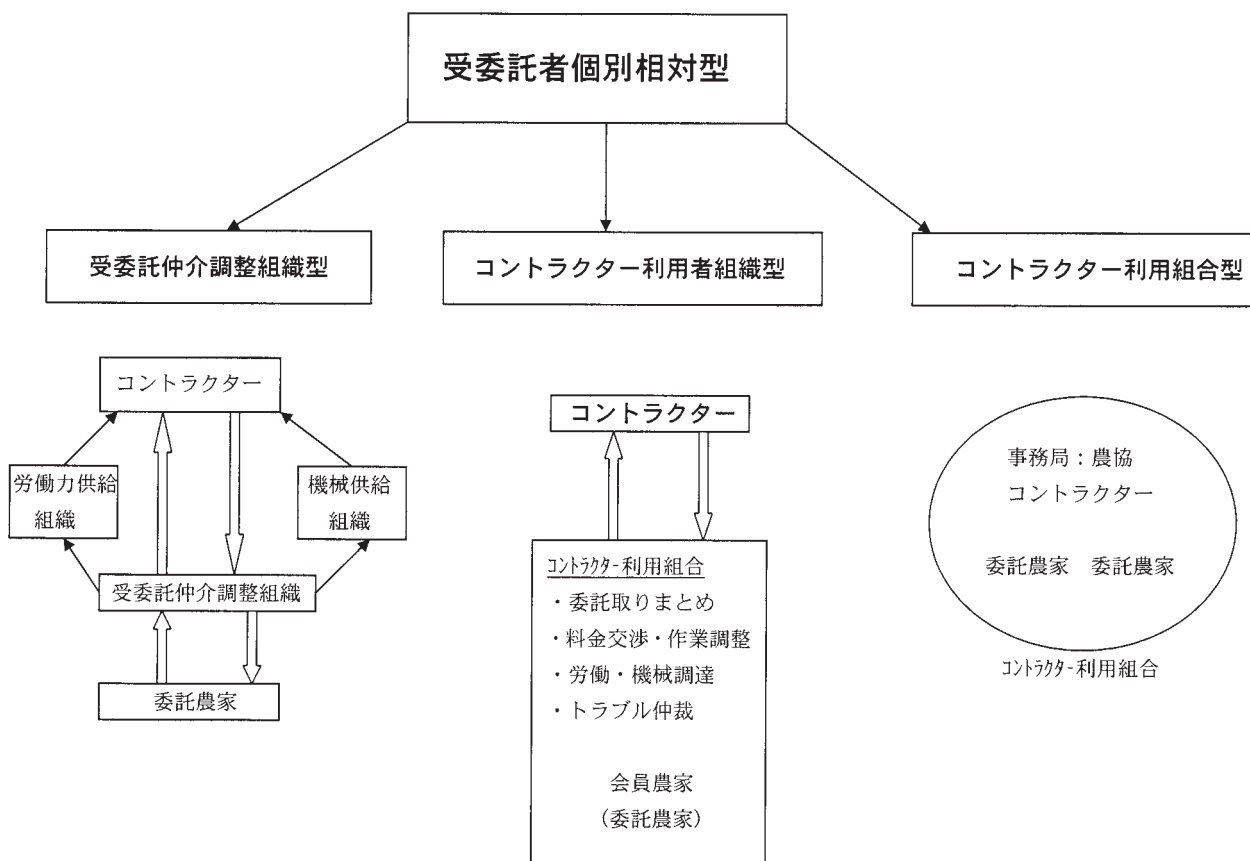
くためにきわめて重要になると思われる。例えば、図1の受委託仲介調整組織やコントラクター利用者組織型は、委託者からの作業受託業務とその調整、コントラクターへの再委託、オペレータの派遣、機械の借入等を行う組織であり、委託者とコントラクターとの相対取引で発生するコストの負担や補完的機能を果たすものである。このような「仲介・調整組織」は地域農業の支援組織として機能するものであり、コントラクターを地域農業に有機的に活かすための組織といえる。

B 有限会社の場合、農協自らが出資した法人であるため、農協本体と如何にうまく連携をとるかが課題といえる。また、図の右側に示しているコ

ントラクターを利用する委託者サイドが利用組合を組織化し、協調してコントラクターとの信頼関係を築くというコントラクター利用組合型も今後のコントラクターを利用するシステムとして考慮すべきであろう。

また、プロの受託業者として如何に委託する農家サイドの信頼を得るか、オペレータの技術向上、コントラクターの作業能率を高めるための研修をどのように仕組むべきか、さらには、畜産密度の低い地域でコントラクターをどのように立ち上げ、育成するかといった課題の解決も迫られているといえよう。

図1 コントラクター利用システムのタイプ



特集

ドイツにおける農作業受委託組織の活動

名古屋大学生命農学研究科

助教授 淡路 和則

1. 進展し続ける農作業受委託

ドイツにおいて農作業の受委託の歴史は長く、受委託組織のショーウインドウといえるくらい様々な受委託組織が存在している。そのため、個々の農業経営では受委託を前提として営農計画や将来計画を立てることができるのである。そして、作業を受託する組織を利用するかしないか、また利用する場合にはそれらをどう利用するかは、全く個々の経営者の判断に委ねられる。従って、いかにうまく受委託組織を使うかが、経営発展のキーとなっているのである。

はじめに、ドイツの農業において、どのくらい農作業を経営外部に依存しているのかを概観しておきたい。

すでに10年以上前に行われた連邦の研究機関の調査結果であるが、それによると当時ドイツの穀物収穫の約50%、飼料作物収穫の約40%は、何らかの形で経営外部に依存していた。その後、その割合は年々大きくなっているとみてよいので、個別完結で上記の収穫作業を行っている農家は半分以下になっているとみて差し支えないであろう。

次に経済的な側面からみてみよう。表1は専業農

家の経営費に占めるいくつか費目をピックアップしてみたものである。この表からは、「作業委託、機械賃借料」の費目の伸びが顕著であることがわかる。経営費全体の伸びは、1988/89年を100として1994/95年が113であるのに対して、作業委託・機械賃借料は151の伸びとなっている。このように、経済的な側面からみても、作業受委託への依存を増す傾向が読み取れる。

2. 農作業受委託の担い手組織

このように作業受委託の歴史の長いドイツにおいても、今もなお受委託の進展が続いている。では、このような作業受委託の受け手は誰なのだろうか。農作業受委託の担い手にスポットをあてることにしたい。

ドイツの農作業受委託を担っている組織には、大まかに見て以下のようなものがある。

(1) 機械利用組合

これは日本でもお馴染みの組織である。共同出資によって機械を調達し、共同で利用する組織である。こうした機械利用組合は、農家数戸で構成されるものから100戸を超える大型のものまで存在している。大型のものになるとオペレーターだけでなく、専任のマネージャーを雇用するようになる。

(2) 請負業者

いわゆる民間の農作業コントラクター企業である。日本ではコントラクターという用語が幅広く用いられるため、ここでは混乱をさけるために「請負業者」と称する

表1 専業農家の経営費と作業委託料金

(マルク)

	1988/89	1994/95	1988/89=100
種苗費	3,085	3,787	123
肥料費	8,446	7,190	85
機械償却費	24,104	29,283	121
飼料費	30,362	25,247	83
作業委託、機械賃借料	3,965	5,992	151
経営費	152,982	173,530	113

ことにしたい。農作業の請負業者には、大きく分けて二つのタイプのものがある。ひとつは、農業経営を営むかたわら農作業請負をするものであり、もうひとつは、自らは農業経営を営まず農作業の請負を営業行為として行っているものである。

(3) マシーネンリング

マシーネンリングは、ドイツで発祥した農作業受委託の仲介組織である。マシーネンリング自体は原則的に機械を所有せず、会員の所有する機械で会員の委託希望に応えるというものであり、あくまでも農作業の出し手と受け手をつなぐ役割をする組織である。会員から出された作業委託の希望に合った受託者を探し、受委託を成立させ、その仲介料を収入として得るといふ仕組みになっている。

これらのなかで、ドイツで特徴的な組織は請負業者とマシーネンリングであり、大雑把にみれば請負業者は北ドイツに多く、マシーネンリングは南ドイツに多いといえる。

次に、この両者についてそれぞれみていくことにしたい。

3 農作業の請負業者

1) 請負業者の存在状況

ここでいう請負業者とは、農業者が作業を請け負う場合であっても「小遣い稼ぎ」程度のもではなく、作業請負を前提に大型の機械を導入し、収入の半分以上が請負収入であるものを指す。

現在、請負業者の連合会の資料によれば、請負業者は全国で3000を数える。そしてその売上金額は30億ユーロにのぼり、36万戸の農家が顧客となっている。

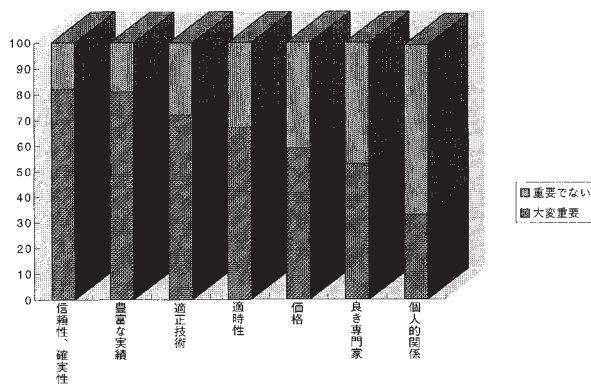
このような請負業者の数の推移であるが、旧西ドイツ州全体でみると1970年代までは増加傾向にあったが、80年代になると急激に減少している。1980年から95年にかけて請負業者の数は半減している。その一方で、売上高は、同期間に2.6倍の伸びを示している。つまり、小規模な請負業が撤退し、請負業に重点的に力を入れたものがその事業規模を伸ばしてきたことがうかがえる。いってみれば、これは請負業界の構造変化であり、現存する請負業者は80年代以降の業界の大きな構造変化の波を乗り越えてきたものとみることができる。

2) 厳しい状況下での生き残り

ドイツにおいて、農家の請負業者へ依存度は高く、請負業者は不可欠な存在となっている。請負業者は地域農業に構造化された存在であるといっても過言ではない。

とはいえ、請負業者はいわゆる「殿様商売」では、生き残ることはできない。農家は、数多く存在する請負業者のなかから最適な委託先を選定するのである。その際のポイントについての調査結果が、図1に示されている。これをみると、高い技術力をもち確実に期待通りの仕事をしてくれるということが最大のポイントとなっており、料金水準や個人的なつながりよりも重要視されていることがわかる。この結果は、請負業者が高い技術力をもち、農家からの信頼を獲得してこそ存続・発展し得るといふことを示している。

図1 請負業者選定の理由



このように、請負業者には高い技術で農家の要望に即応することが求められているのであるが、それは請負業者に大きな負担となつてのしかかる。具体的には、(1)最新の技術を導入するために機械の大型化・高性能化が進み機械資本額が大きくなる、(2)顧客からの急な要望に応えるために機械にある程度の余裕(遊休部分)をもたせる、といったことを余儀なくされる。これらは、請負作業コストを押し上げる要因となる。さらには、請負業者間の競争が激しいことから、請負料金を上げることが難しく、機械費用の上昇分を料金に転嫁しづらいという状況が続いている。従って、労賃や他の生産財の価格が上昇するなかで、請負料金は横ばい状態になっており、請負業者の取引条件は極めて不利なものとなっている。つまり、売上高が伸び悩む一方で、機械費用が増大して、経

営を圧迫している状態になっているのである。

さらに、請負業者は、経済状況だけでなく制度的な面でも厳しい立場に置かれている。請負業者は、行政上は農業者とはみなされず、一般の農家が受けられる投資補助金等は受給できず、農業向けの優遇された融資の適用もない。税制上の優遇措置もなく、いわゆる免税軽油も適用外である。このような制度的ハンディキャップを背負いながら、そして厳しい経営環境にありながらも、彼らは経営のプロ意識をもち、発展の道を拓こうと経営努力を重ねている。

4 マシーネンリング

1) マシーネンリングとは

マシーネンリングは、それ自体は機械を持たない組織であるが、仲介調整によって地域の農作業受委託を円滑に進めている。ここで作業依頼の出し手とその受け手をつないで受委託の調整をしているのが、マネージャーである。そのマネージャーは多くの場合、リングの会員によって能力を見込まれて雇われた者であり、会員農家が世話役に担当するマネージャーとは異なりプロのマネージャーである。作業の委託料金は、委託したメンバーの口座から受託したメンバーの口座へ振り込まれようになっているが、その際、数パーセントが仲介手数料としてマネージャーに入る清算システムになっている。このように、マシーネンリングは、機械作業の受委託の仲介組織なのであって、組織に必要なモノは、作業機械ではなく電話等通信機器であり、それが備えられた事務所でマネージャーが機械作業の委託と受託の情報を受けて全体の調整を図っているのである。従って、機械投資をすることなく、すべての作業を適期に電話注文する「電話農業」も成立し得ることになる。

2) マシーネンリングの存在状況

マシーネンリングは、現在全ドイツに294存在しており、その会員農家数は、198.6千戸に及び、

全農家の50.3%がマシーネンリングの会員となっており、その農用地面積は、全農用地の47.3%に当たる。

表2で州（地域）別のマシーネンリング数をみると、マシーネンリング発祥の地であるバイエルン州が最もリングの数が多く、会員の数も多い、当州では7割以上の農家がマシーネンリングの会員となっており、その農用地面積は、全体の8割を越している。旧東独州のザクセン・アンハルト州、ザクセン州、チューリングン州は、統一後リングの設立の動きが出てきたところであり、発展途上にある。ちなみに、マシーネンリングの規模として1リング当たりの会員数をみると、旧西ドイツでは平均で830戸、マシーネンリング発祥の地バイエルン州は1305戸となっている。（ただし、会員には、請負業者など農家以外の会員を若干含んでいるので、大きめの数値が出ることに注意されたい。）

次にマシーネンリングの事業規模を取扱高でみると、全体で7億1700万ユーロであり、1リング当たりの取扱高でみると平均270万ユーロ程である。事業規模からみてもバイエルン州が最も大きく、1リング当たり430万ユーロの取扱高となっている。この金額には、環境保全事業や生産資材などの販売事業を行う子会社の売上も含まれている。

農作業の受委託について、どんな作業の受委託が多いかをバイエルン州の例でみてみると、飼料作（19.7%）と穀物収穫（19.4%）が最も多く2本

表2 ドイツのマシーネンリングの州別データ（2002年）

州名	マシーネン リング数	会員数 (千人)	全農家に対 する会員農 家の割合 (%)	全農用地面積 に占める会員 農家の農用地 の割合 (%)	取扱高 (子会社を含む) (百万ユーロ)	1リング当たりの 取扱高 (百万ユーロ)
シュレスビヒ・ホルシュタイン	12	6.2	32	40.8	26.6	2.22
ニーダーザクセン	37	23.2	37	48	135	3.65
ヴェストファーレン・リッペ	19	17.5	85	76	38.6	2.03
ヘッセン	45	10.5	45	42	41.3	0.92
ラインラント・プファルツ	14	11.4	29	47.9	49.5	3.54
バーデン・ビュルテンベルク	31	25.3	40	69.6	77.1	2.49
バイエルン	78	101.8	74.4	92.8	336.6	4.32
ザクセン・アンハルト	6	0.9	30	35	6.2	1.03
ザクセン	12	0.9	13	8	2.3	0.19
チューリングン	10	0.9	22	39.8	5.1	0.51
ドイツ全体	264	198.6	50.3	47.3	717.3	2.72

柱となっている。次いで多いのが、経営ヘルパーと呼ばれる労働力みの派遣（17.6%）、牽引・輸送（12.3%）となっている（金額ベース）。

3) 地域農業におけるマシーネンリングの役割

このようにマシーネンリングは、農作業の出し手と受け手をつなぐ組織であるが、その仲介機能を通して地域農業の推進主体となっている。

マシーネンリングには、受委託の仲介をすることによって機械の所有と利用、労働力の保有と利用、土地利用の情報が蓄積されて行く。マネージャーは、その情報をもとに機械の更新期にきた会員に対して投資のアドバイスをするのである。この投資のコンサルテーションを通して地域の機械保有を適正な水準に導いて行くのである。

そして、受委託のシステムを前提として、会員農家のなかから専門性を高めてコントラクター的な性格をもつようになる農家も現れてくるのである。つまりマシーネンリングが本格的なコントラクターやプチ・コントラクターを育てる環境となっているのである。このように、マシーネンリングでは会員が互いに得意分野をもって分担し合うという専門分化の力が働くのである。そのもとで会員農家は、専門の作業を請負う一方で他の作業を委託するという受託農家でもあり委託農家であるもある農家、もっぱら請負、もっぱら委託、利用はないが、いざという時のために会員となっておく、といった4つのタイプに分かれる。無論、どういった利用の仕方をするかは、会員の自由意志である。この点についてバイエルン州のあるマシーネンリングの受委託別の会員構成をみたのが表3である。このリングでは、受託と委託の両方である会員農家が最も多く4割以上を占めており、ついで委託のみという会員農家が多くなっている。利用実績はないが、保険としてリングの会員になっている農家も14.6%存在している。

表3 受委託別にみた会員農家構成

受託のみ	4.8%
受託・委託の両方	41.9%
委託のみ	38.7%
受託も委託もなし	14.6%

こうした地域農業の推進主体としての役割をも

つマシーネンリングに対しては、機械というモノへの補助ではなく機械を有効利用するための組織補助という発想で、人件費や事務経費の一部を補助している州が多い。

5. 受委託組織の新しい動き

請負業者、マシーネンリングともに作業受委託を通してドイツ農業を支える重要な役割を担っている。それらの組織に近年新しい動きが目立つようになってきた。それは、事業内容の多様化と組織間協同である。

まず事業内容の多様化であるが、農業生産所得が縮小する中で受委託組織の経営多角化路線が顕著にみられるようになった。請負業者、マシーネンリングともに、提供するサービスが農業生産の枠にとどまらず各分野に広がってきている。とくに環境規制が厳しくなるなかで、家畜糞尿の処理を中心とした環境保全業務が急激に拡大してきている。さらに、地域の緑地の保全や公共スペースの清掃、冬期の除雪作業などを自治体等から請け負うことも増えてきている。また、農村ツーリズムから墓穴堀まで、各種の業務を請け負う試みが各地でなされている。

次に組織間協同であるが、これは請負業者、機械利用組合、マシーネンリングがお互いに協力し合い、受委託を進めていく動きが顕著になったことである。具体的には、マシーネンリングの仲介システムの中で、請負業者と機械利用組合が作業の受け手として活動するという形で進行している。請負業者や機械利用組合にとってマシーネンリングから一定の作業を供給してもらうことはメリットであり、マシーネンリングにとっては、積極的な受け手を確保できるので作業の仲介がやりやすくなるのである。このように、マシーネンリングがもつ情報収集・蓄積の機能と受委託仲介の機能に、請負業者と機械利用組合が結びついた形で地域的な受委託システムが形成されてきているのである。

以上のような新たな動きは、これから日本で農作業受委託のシステムづくりを行っていくうえで参考となる点が多いと思われる。

特集

地域におけるコントラクター組織の活動状況

1. コントラクターの設立・運営状況

飼料生産作業に係るコントラクターの設立・運営状況（平成14年）についてみると、全国で200組織あり、そのうち、北海道が82組織（41%）、都府県が118組織（59%）となっており、都府県では九州地域、東北地域及び沖縄県の畜産主産地域で多くなっている。

2. コントラクターの組織形態

コントラクターの組織形態は、営農集団が60.5%（121組織）と最も多く、次いで有限会社が18.0%（36組織）、農協が15.0%（30組織）で、公社、株式会社の順になっており、近年、営農集団や有限会社の増加が目立ってきている。

3. コントラクターの利用農家数及び作業受託面積

コントラクターを利用している農家戸数は16,313戸で、作業受託面積は124.7千haとなっている。

作業受託延面積の内訳をみると、飼料収穫作業関係が67.3千ha（約54.0%）、耕起等作業関係が7.6千ha（6.1%）、堆肥散布等関係が22.2千ha（17.8%）、稲わら等収集作業が11.9千ha（約1.5%）、飼料生産関連作業が16.9千ha（13.5%）、耕種部門作業等が8.8千ha（約7.1%）となっている。

また、飼料収穫作業は北海道、中国・四国、九州及び沖縄県の各地域で多く、耕起等作業は東北及び北陸地域、堆肥散布作業は北海道、稲わら収

全国農業協同組合連合会

畜産生産部 技術主管 千葉 寿夫

集作業は東北及び関東地域、飼料生産関連作業は関東地域で多くみられている。

なお、コントラクターの設立当初は、飼料作物の収穫作業を主体に受託するケースが多く、最近、堆肥・液状きゅう肥の散布作業や稲わらの収集作業等が増加してきている。

4. コントラクターの活動事例

コントラクターの活動事例としては、JA組織では北海道のJA鹿追町、民間企業としては（有）「アグリパートナー宮崎」（宮崎県川南町）が知られており、飼料生産関連農作業を受託し、地域農業の担い手として大きな役割を果たしている。

コントラクターが受託する飼料生産関連農作業は、畜産農家のニーズの高い飼料作物収穫作業を主体とする受託から始まり、次第に利用畜産農家のニーズの変化に対応して多種類の農作業受託へと拡大していく事例が多い。

特に、平成12年度以降は「水田農業経営確立対策」における飼料稲の推進に伴う収穫作業、口蹄疫の発生を契機に稲わらの収集作業が増加し、ま



JA鹿追町：牧草収穫作業

た、昨今の畜産環境保全や資源循環型農業の推進等から堆肥・スラリーの調製・散布作業の受託が増加してきている。

また、最近、増加している耕作放棄地の解消に向けた農地の所有者や借り手からの農作業受託に加えて、これらの農地でコントラクター自らが飼料生産を担い、生産粗飼料を畜産農家へ供給している事例もみられてきている。

これらの飼料生産作業関連の受託事例を組織形態別にみると、次のとおりである。

(1) 営農集団

飼料生産関連作業の共同利用機械を導入、共同作業を行なう組織（機械共同利用組合等の任意組織）が、構成員の畜産農家等の飼料生産作業を共同で行う一方、地域の畜産農家等のニーズに応じて飼料生産作業を受託する事例である。

営農集団内部の共同作業と受託作業の種類や時期が競合し、その調整や労働力強化となりやすく、大面積、広範囲な地域の受託作業には難しい面がある。

一方、農作業の受託による共同利用機械の有効活用によるコスト低減、労働力の活用や受託料金による収入増加が見込める。

北海道の道東地域等では、有限会社、営農集団組織によるコントラクターが多数設立され活動している。一部では活動地域の重複化や受託料金体系の差異がみられてきており、コントラクター相互間の連絡調整が必要となっている。

熊本県のJA菊池地域（酪農地帯）では旭志中央支所コントラクター、七城コントラクター利用組合、原口ハーベスター等の各コントラクターが地域を区分して活動している。利用酪農家のニーズ（夏期の酷暑時の農作業の軽減や機械コストの低減等）の高いコーン（一、二期作）収穫作業の受託が主体で、JAが飼料生産機械を導入し、各コントラクターにリースしている。

熊本県の阿蘇地域では、広大な牧野（26牧野、約7,000ha）が畜産農家の高齢化や労力の不足で、牧野の利用管理が難しくなっている。

これらに対処するため、「阿蘇町牧野コントラクター利用組合」が設立され、平成13年度

から牧草等の収穫や堆肥散布、草地更新作業を受託し、牧野の適正管理と効率的利用に活躍している。

(2) 有限会社

飼料生産関連作業を受託する目的で有限会社を新設（飼料生産共同作業を実施している営農集団が有限会社化する場合も含む）或いは既存の有限会社等が新に受託作業を開始する場合である。

有限会社の設立は、数戸の農業者等や地域の農業者（多数の利用農家）が社員となっている事例のほか、畜産農家の個別法人化の事例もみられている。

北海道滝上町の滝上町農業振興公社は、地域農業支援システムの一環として町、農協と農業者の三者が出資して、有限会社として組織化（平成14年4月）し、牧草、コーン等の収穫作業、堆肥・スラリー散布作業等を受託している。

また、当コントラクターをサポートする機関として、滝上町農業サポート協議会があり、ソフト面の各種調整・支援業務を担っている。

宮崎県都城市のJA都城では、昭和47年に「農業機械銀行」による農業機械の貸し付け等に取り組み、平成7年度以降は「営農支援センター」として管内の営農集団形態の各受託組織と連携して農作業の受託に取り組み、更に、平成13年7月以降はアグリセンター都城（JA100%出資）として有限会社に組織変更し、飼料生産関連作業を始めとして幅広く農作業の受託を実施している。

(3) 農事組合法人



宮城県農業公社：飼料稲収穫作業

地域の農業生産の担い手として農協法に基づき設立された農事組合法人が飼料生産の受託作業に取り組んでいる事例である。

千葉県（干潟町）の（事）八万石は、米政策への対応（生産調整強化への対応）として「水田農業経営確立対策」（平成12年以降）で重要視された飼料稲の収穫作業を担い、地域農業の中核的な担い手となっている。

（4）公社

県・市町村・農協が構成員（出資） 或いは両者に農業者（出資）が加わった公社組織で、最近では有限会社形態をとっている場合が多い。

特に、近年、急増している耕作放棄地の畜産的活用も含めて、地域農畜産業の振興を図る観点から各地で組織化する事例が増えてきている。

北海道の（財）北海道農業開発公社では、平成15年度から北海道内の主要草地畜産地域で草地更新の受託作業（公共草地リフレッシュ事業）に本格的に取り組んでいる。

宮城県（社）宮城県農業公社では、県北部の水田地帯を主体に、急増している飼料稲（地域の畜産農家は飼料基盤が狭く、収穫用機械類を所有しておらず、湿田が多い）に対処するため、専用収穫機を導入し、収穫作業を受託している。

鹿児島県中種子町の（財）種子島農業公社では、サトウキビ等一般作物の農作業の受託に加えて、イタリアンライグラスやローズグラス等の収穫作業を受託している。

（5）JA（民営化した有限会社も含む）

JAにおける酪農・肉用牛経営等組合員の農業作業受託は、昭和30年代後半頃から福島県西郷村の白河報徳開拓農協（現在、JA白河と合併）、栃木県那須町の千振開拓農協等専門農協にみられるように、農協の利用事業として、組合員の飼料生産関連作業の機械化と機械投資の軽減を図る観点から実施してきている。

北海道鹿追町のJA鹿追町では、平成5年度から直営の利用事業として管内の酪農家等を対象に飼料生産関連作業の受託を大規模に実施し、

JAによるコントラクターの先駆的役割りを果たしている。

宮崎県都城市の（有）アグリセンター都城は、従来、JA都城が実施してきた農作業受託部門をJAが100%出資し有限会社化している事例である（前述）。

（6）株式会社

北海道等において、地元の建設関係企業等が飼料収穫作業等を受託する事例がみられたが、受託農作業の季節性や飼料生産用高性能機械の導入に係る非補助等から取組みが減少してきている。

現在では、地域のコントラクターと連携して、飼料収穫作業（サイレージ調製）に係る運搬作業等を担っている事例がみられている。

5. コントラクター組織の展開方向

コントラクターは、個別畜産経営の 飼料増産、労働力や機械の不足解消、飼料の低コスト生産と品質向上、労働過重の解消と「ゆとり」の確保、耕作放棄地の飼料生産利用、などの観点から、農作業の担い手として一層期待が高まってきている。

今後のコントラクターによる農作業の受委託にあたっては、JA等が作業委託（利用）農家からの申し込み、農作業受委託の連絡調整、作業料金の設定、徴収等のソフト部門を担当し、農作業を行なうハード部門を地域の営農集団や有限会社等コントラクターが実施する事例もみられており、JA等が農作業の受委託を連絡調整、或いは新たな仲介組織を育成していくなど、地域実態に応じて効率的な飼料生産を推進していくことが必要となっている。

また、地域に酪農ヘルパー、TMRセンター、公共・共同牧場、堆肥センター等がある場合には、管理運営面でコントラクターと同様の課題を持っている場合が多い。

これら農畜産業の支援組織が他作物を含めた総合コントラクターとして地域で一体化、或いは連携して活動し、支援活動の効率化とコントラクターの経営安定化を図っていくことが重要である。

コントラクターの活動事例

地域	所在地	コントラクター名	組織形態	特 徴	主要受託作業内容	開始
北海道	鹿追町	JA鹿追町 (直営)	JA	・草地酪農・畑作地域 ・飼料生産関連等作業受託の先駆的実施例 ・大型高性能機械利用の大面積農作業	牧草、コーン等の収穫、耕起播種 堆肥・スラリー散布、草地更新等 (2,061㍏)	平成5年
	中札内村	中島・上札内 機械センター	有限会社	・草地酪農・畑作地域 ・両センターが村を地域区分し農作業受託 ・酪農家等利用農家が組織の構成員(社員)	牧草、コーン等の収穫、耕起播種、 堆肥・スラリー・ポテトジュース散布等 (790㍏)	昭和47・ 48年
	別海町	別海アグリサー ビス	有限会社	・草地酪農地域 ・飼料生産関連受託作業主体の有限会社 ・酪農家等が構成員(社員)	牧草等の収穫、耕起播種、スラリー 散布 (1,030㍏)	平成5年
	上川町	グリーンサポ ート	有限会社	・酪農畜産・畑作地域 ・飼料生産、TMR調製・給与作業を受託 ・酪農家等が構成員(社員)	牧草・コーンの収穫、TMR調製・給 与等 (723㍏)	平成10年
	滝上町	滝上町農業 振興公社	公社 (有限会社)	・草地酪農・畑作地域 ・地域の農業の担い手として公社設立 ・町・JA・民間(畜産農家)が出資・社員	牧草・コーンの収穫、堆肥・スラリー 散布等 (758㍏)	平成14年
	札幌市	北海道農業 開発公社	公社 (財団)	・北海道内の主要酪農畜産地域 ・草地更新等への本格的な取り組み開始 (公共草地リフレッシュ事業)	草地更新及び関連 (15年更新作業計画:1,067㍏)	平成15年
青森	むつ市	斗南丘酪農協	JA (専門)	・酪農・畑作地域 ・専門農協の利用事業として組合員の飼料 生産関連作業を受託	牧草・コーンの収穫、耕起播種、 堆肥・スラリー散布等 (160㍏)	昭和35年
宮城	仙台市	宮城県農業公社	公社 (社団)	・水田・肉用牛・酪農地域 ・稲作農家等の飼料稲収穫作業を受託 ・飼料稲収穫専用機の利用	飼料稲の収穫 (64㍏)	平成14年
秋田	協和町	JA秋田おぼこ WCS推進協	営農 集団	・水田・肉用牛・酪農地域 ・稲作農家等の飼料稲収穫作業を受託 ・飼料稲収穫専用機の利用	飼料稲の収穫 (24㍏)	平成14年
福島	西郷村	JA白河市 西郷支所 報徳営業所	JA	・酪農・畑作地域 ・旧白河報徳開拓農協の利用事業であった 飼料生産関連作業の受託を継承	牧草・コーンの収穫、耕起播種、 堆肥・スラリー散布等 (134㍏)	昭和34年
茨城	美野里町	美野里酪農協	JA (専門)	・酪農・畑作地域 ・専門農協の利用事業として飼料生産関連 作業を受託	コーン(主体)・牧草の収穫等 (176㍏)	昭和38年
栃木	那須町	千振開拓農協	JA (専門)	・酪農・畑作地域 ・専門農協の利用事業として飼料生産関連 作業を受託	牧草・コーン等の収穫、耕起播種、 堆肥・スラリー散布、草地更新等 (83㍏)	昭和39年

地域	所在地	コントラクター名	組織形態	特 徴	主要受託作業内容	開始
千葉	千漣町	八万石	農事組合法人	・水田地域(酪農・肉用牛) ・稲作・転作作物の生産の担い手として、農事組合法人が飼料稲の収穫作業を受託	飼料稲の収穫等 (50㍏)	平成13年
	鳥取市	東部コントラクター組合	営農集団	・水田・肉用牛地域 ・飼料稲の収穫作業を受託 ・飼料稲TMRを給与した肉用牛の産直生産	飼料稲の収穫、耕起播種、堆肥散布等 (42㍏)	平成14年
山口	阿武町	ドリームファーム	有限会社	・水田・肉用牛地域 ・飼料生産関連、稲わら収集作業を受託	牧草・コーン等の収穫、耕起播種、堆肥散布、稲わら収集等 (15年収穫作業計画面積17㍏)	平成15年
熊本	旭志村	旭志中央支所コントラクター利用組合	営農集団	・酪農・畑作地域 ・コーンの二期作生産関連作業の受託 ・旭志村農業機械銀行の受託作業を継承	コーンの収穫、耕起播種等 (340㍏)	平成9年
	阿蘇町	阿蘇町牧野コントラクター利用組合	営農集団	・水田・肉用牛地域 ・共同草地等生産管理向け組織として設立・運営開始	牧草の収穫、堆肥散布、草地更新等 (88㍏)	平成13年
宮崎	都城市	アグリセンター都城	有限会社(JA)	・肉用牛・酪農・畑作・水田地域 ・JA都城の利用事業として実施してきた飼料生産関連作業を継承(JAの100%出資)	牧草・コーン等の収穫、耕起、播種、堆肥・スラリー散布等 (683㍏)	昭和46年
	川南町	アグリパートナー宮崎	有限会社	・肉用牛・酪農・畑作・水田地域 ・民間企業として先駆的に受託作業を実施 ・広範囲の農作業について受託	牧草・コーン等の収穫ほか一般畑作物の生産関連 (322㍏)	昭和58年
鹿児島	菱刈町	菱刈町肉用牛飼料生産ヘルパー組合	営農集団	・水田・肉用牛地域 ・飼料生産関連作業の受託	牧草(イタリアン等)の収穫、耕起播種、堆肥散布 (15㍏)	平成3年
	中種子町	種子島農業公社	公社(財団)	・畑作・肉用牛地域 ・飼料生産関連作業の受託 ・サウキビ、甘藷、水稲等広範な作業の担い手	牧草(イタリアン、ローズ等)の収穫等 (74㍏)	平成9年

注 1. 「主要受託作業内容」の()内数字は平成14年度飼料収穫作業の受託実績(実面積)である。

2. 資料: 飼料生産請負組織(コントラクター)アンケート調査、飼料増産受託システム確立対策事業実施計画

特集

北海道におけるコントラクター組織の現状と課題

北海道立根釧農業試験場

経営科長 原 仁

1. はじめに

北海道の酪農は、個別経営の規模拡大によって生乳生産量の拡大を続けているが、それらの酪農経営を支援する仕組みとして、酪農ヘルパー制度、コントラクター組織、フィードサービスセンター、哺育育成牛預託システムなどが設立され稼働している。これら仕組みの中で、近年、急速に設立数および活動範囲を広めているコントラクター組織について、その現状と今後の課題について報告する。

2. 北海道におけるコントラクター組織の動向

表1は北海道における飼料生産に係わるコント

ラクター組織の設立および活動状況を示したものである。農家の労働過重の解消や機械投資軽減のため、農家に代わって農作業を行うコントラクター組織は年々増加し、平成14年度の組織数は平成7年度の29組織から69組織増え98組織と急速に増加している。また、検討中の組織も多いことから今後とも増加していくものと考えられる。組織体としては、近年、農家を主とした営農集団、土建業・運送業などを核とした有限会社の設立が、根室、網走、上川管内で多くなっている。平成14年度の受託作業別農家戸数は飼料収穫作業が最も多く2,340戸で北海道の乳牛飼養農家9,400戸の約25%を占めるに至っている。同様に受託作業面積割合をみても飼料収穫が全体の68.4%と一番多く、次いで堆肥調整、散布等が16.9%、スラリー散布が7.7%を占めている。特に十勝、根室管内では堆肥調整、散布等を委託する農家戸数が、飼料収穫を

表1 北海道における飼料生産に係わるコントラクター組織の設立および活動状況

(単位:組織、戸、ha)

年度	組織数					飼料収穫				耕起等			堆肥調整、散布等			スラリー散布			草地更新			受託作業 延べ面積 合計	
	農協	営農 集団	有限 会社	株式 会社	社団 法人	合計	受託 組織	農家 戸数	延べ 面積	受託 組織	農家 戸数	延べ 面積	受託 組織	農家 戸数	延べ 面積	受託 組織	農家 戸数	延べ 面積	受託 組織	農家 戸数	延べ 面積		
7年度	8	3	12	5	1	29	29	1,014	22,764	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	22,764
8年度	11	6	13	3	2	35	35	894	25,710	-	-	-	12	-	3,621	-	-	-	6	-	-	410	29,741
9年度	10	8	15	4	2	39	39	1,859	28,179	-	-	-	22	-	7,169	-	-	-	10	-	-	317	35,665
10年度	15	11	18	3	2	49	47	1,522	39,517	19	-	2,316	27	-	5,249	9	-	1,487	10	-	-	343	48,912
11年度	17	14	18	3	1	53	51	1,619	44,949	24	397	3,829	33	1,038	11,067	12	197	4,539	9	112	575	64,959	
12年度	19	31	23	3	1	77	72	1,898	51,536	35	405	3,775	38	951	12,009	14	203	5,517	8	181	535	73,372	
13年度	19	29	28	2	1	79	75	2,003	57,175	33	635	4,439	44	1,244	20,802	18	233	6,180	9	168	748	89,344	
14年度	18	49	29	1	1	98	90	2,340	66,967	41	596	5,279	48	1,436	16,543	27	309	7,539	20	215	1,615	97,943	
割合1						100	91.8		68.4		5.4				16.9			7.7				1.6	100.0
割合2										41.8			49.0			27.6			20.4				
石狩		1	1			2	2	52	176	2	12	72							1	7	9	257	
渡島		2				2	2	29	147													147	
後志		1				1	1	24	50				1	24	25							75	
空知		1				1	1	3	8	1	3	2							1	3	2	12	
上川		7	4			11	11	324	2,567	8	74	212	7	130	411	2	4	313	3	9	25	3,528	
留萌	1					1	1	57	418	1	5	18	1	65	1192	1	8	488				2,116	
宗谷			1	1		2	2	28	1,606	2	5	79	2	101	1,027	1	9		1	10	194	2,906	
網走	6	9	4			19	19	499	14,513	4	112	1,254	4	80	1527	2	8	186	3	44	595	18,075	
胆振		4				4	4	35	212	1	1	6	3	28	80							298	
日高	2	1				3	3	88	879	1	72	80	1	8	27				1	53	67	1,053	
十勝	4	2	6			12	11	537	15,210	11	261	3,070	10	507	6,564	4	70	1,665	5	62	354	26,863	
釧路	4				1	5	5	287	13,587	2	22	127	5	143	1,531	3	27	981	1	12	129	16,355	
根室	1	21	13			35	28	377	17,594	8	29	359	14	350	4,159	14	183	3,906	4	15	240	26,258	

備考) 北海道酪農畜産課調べ。割合1は受託作業延べ面積合計に占める各作業の延べ受託面積の割合。

割合2は組織数合計に占める各作業の取り組み受託組織数の割合。

委託する農家戸数に匹敵する程に増加しており、さらに根室管内はスラリー散布を委託する農家戸数も飼料収穫を委託する農家戸数の48.5%と高い割合を示している。また、耕起等や草地更新の受託作業面積も増加傾向にあり、酪農経営が委託する作業が徐々に飼料生産全般にわたっていくことが伺える。コントラクター組織の作業別取り組み組織割合では、飼料収穫が91.8%、堆肥調整、散布等が49.0%、耕起等が41.8%、スラリー散布が27.6%、草地更新が20.4%となっている。

表2 面積割合

	飼料収穫	耕起等	堆肥調整	スラリー	草地更新	計
7年度	100.0					100.0
8年度	86.4		12.2		1.4	100.0
9年度	79.0		20.1		0.9	100.0
10年度	80.8	4.7	10.7	3.0	0.7	100.0
11年度	69.2	5.9	17.0	7.0	0.9	100.0
12年度	70.2	5.1	16.4	7.5	0.7	100.0
13年度	64.0	5.0	23.3	6.9	0.8	100.0
14年度	68.4	5.4	16.9	7.7	1.6	100.0

このように、コントラクター組織は地域の酪農経営の飼料生産に対して大きな役割を担っており、今やコントラクター組織無くして地域の酪農生産を維持できない状況となっている。また、それと共に、コントラクター組織の安定的発展が強く求められている。

表3 取り組み組織数

	飼料収穫	耕起等	堆肥調整	スラリー	草地更新	計
7年度	100.0					100.0
8年度	100.0		34.3		17.1	151.4
9年度	100.0		56.4		25.6	182.1
10年度	95.9	38.8	55.1	18.4	20.4	228.6
11年度	96.2	45.3	62.3	22.6	17.0	243.4
12年度	93.5	45.5	49.4	18.2	10.4	216.9
13年度	94.9	41.8	55.7	22.8	11.4	226.6
14年度	91.8	41.8	49.0	27.6	20.4	230.6

3. コントラクター組織の現状と課題

コントラクター組織の継続性が最も高い農協コントラクターを対象に検討した。

北海道の農協コントラクターは、専任職員のオペレーターを要し、かつ受託作業で使用するほとんどの機械を所有する農協コントラクター（以下、

農協直営型コントラクターとする）と、高額で農家が所有困難な高能力機械のみを農協が所有し、オペレーターやその他の機械は民間企業や農家から調達する農協コントラクター（以下、農協調整型コントラクターとする）があり、農協調整型の中にはオペレーターを農協職員が兼務するタイプもある。また、農家の利用組合を主体とした受委託作業を展開している地域では、農協が主導的に利用組合を支援している農協主導型の取り組みがみられる。この3タイプ（農協直営型、農協調整型、農協主導型）の事例を表4に示し、それぞれの現状と今後の課題について述べる。

1) 農協直営型（A農協コントラクター）

A農協は、酪農経営1戸当たり出荷乳量が500tを超える地域であり、農家で保有する機械や労働力に余裕が少なく、また他のコントラクター組織が共存していることから、A農協コントラクターは、農家の委託要望に応え、積極的・臨機応変な対応と安定した信頼のおけるサービスを提供するため、昭和56年から農協職員が兼務し作業受委託を行ってきた農協調整型の組織形態を改め、平成12年10月から専任職員による農協出資会社として再スタートしている。

A農協コントラクターの受委託の仕組みは、飼料収穫作業に関しては、春先の要望調査と作業直前に開催される受益者会議（作業順番、作業単価、委託者と受託者間の約束事項の協議：現段階では飼料収穫作業のみ）で調整を行い実施し、それ以外の作業は随時受け付け調整を行いながら実施している。

運営の現状は、専任職員体制であり、通年の受託作業量を確保する必要から、受託している作業は、飼料収穫作業、堆肥関連作業、液肥関連作業のほか、パドックや牛舎周辺環境整備に必要な資材の搬入作業や実際にそれらを使った整備、飼料の運搬、除雪などで受託する作業は多岐に及んでいる。平成14年度の事業収益では、飼料収穫作業が39%、草地管理作業が26%、環境整備作業が35%となっている。

作業の委託率は、民間企業のコントラクター組織と共存している飼料収穫作業は3.7%と少ない

が、民間企業の参入が少ないふん尿散布作業は33.3%となっている。出荷乳量階層規模でみると、飼料収穫作業は中規模階層で多く（大規模階層は民間企業のコントラクター組織の利用が多い）、ふん尿散布作業はどの階層でも30%を越える委託率となっている。

今後、A農協コントラクターが安定的な受委託関係を構築していくためには以下の点が課題となる。

中長期の受委託契約の推進と事業計画の策定。

地域内で複数のコントラクター組織が活動する地域で、安定的なサービスを提供していく上では、中長期の受委託契約に基づく事業量の安定的確保と計画性が重要である。

作業適期が比較的長いふん尿処理利用に係わる作業のより計画的・積極的な実施。

現状では、ふん尿散布作業は飼料収穫作業のように適期内で作業を効率的に行うための作業計画が事前に決められていない。今後、ふん尿散布作業の委託依頼が益々増加することが予想されることから、適期内で効率良く作業を行うため、作業機械の農家間移動を少なくし、かつ1日の作業量が平準化できるように事前調整を行って計画的に実施することが重要である。

2) 農協調整型 (B農協コントラクター)

B農協管内では、所得確保のための乳牛頭数の増加は労働強化をまねき、過重労働が地域の大きな課題となり、その改善が求められていた。このため飼料作物収穫およびふん尿散布作業等を委託することで、一時的な労働過重を解消して労働の平準化を可能とし、また「ゆとり」を創出することで若者の農業への定着を促し、農業農村の活性化を図る必要があったことから平成6年からサイレージ収穫調製作業のコントラクター事業を開始し、平成11年からはふん尿散布作業のコントラクター事業も行っている。

平成6年に設立されたB農協コントラクターの受委託の仕組みは、民間企業および農家が余裕のある機械・労働力をJAに登録し、機械・労働力が無い農家は作業をJAに委託する。それを農協

が調整し実施していく方法である。その調整にあたっては、農協のコントラクター運営委員会が、企画運営や作業計画の基本方針と料金水準を決定し、それに基づいて代表者会議、各作業班がその段階に応じた調整を行う。農協の事務局（農協職員1名兼務）は運営委員会、代表者会議、各作業会議の運営に関わる各種調整業務を行う。

運営の現状は、受託している作業は飼料収穫作業、堆肥散布作業、液肥散布作業の3作業で、平成14年度の事業収益でみると収穫作業が72%、堆肥散布作業が17%、液肥散布作業が11%となっている。農協コントラクターが所有している主な機械は、自走式ハーベスタ3台、タイヤショベル1台、自走式マニュアルブレッダ2台、自走式スラリローリ1台と少なく、また、オペレーターの3名（農家2名、民間企業1名）が出向職員であること、民間企業および農家の余裕機械・労働力を積極的に活用していることから、他に例がない程、低価格な受託料金体系を実現している。そのため、他のコントラクター組織が参入してくる機会がなく、受委託関係は安定している。

作業の委託率は、民間企業のコントラクター組織が参入していないことから飼料収穫作業が52.3%、ふん尿散布作業は58.5%と高く、また出荷乳量階層規模が大きいほど、飼料収穫作業、ふん尿散布作業の委託率は高くなっている。

今後ともこの安定的な関係を継続していくためには、以下の点が課題となる。

今後の農業情勢を踏まえた利用料金体系の策定と利用者への理解促進。

B農協コントラクターの所有する機械は、全て補助事業によって導入されたものであり、機械更新に当たっては補助事業での導入が難しい場合は、機械更新は利用料金収入によって自力更新しなければならない。利用料金の値上げ幅の検討とともに事業の拡大や経費の節減努力も必要となるが、仮に値上げが実施されたとしても他のコントラクター組織と比較して低価格であることから、利用者への理解促進も進めるべきであろう。

オペレーターの安定的確保

現在、オペレーターは農家2名、民間企業1名の計3名が毎年同じ地区を継続的に担っており、

機械毎の作業特性や農家圃場の特徴を熟知していることが効率的な作業、機械修理費の軽減につながっているだけに、できるだけこの体制を堅持すべきである。そのためには特にオペレーター農家の経営安定、利益確保に対する配慮が重要である。また、年齢的・疾病等で交代が余儀なくされる場合は、早めに移行期間を設け準備（その間は2人体制、機械毎の作業特性や農家圃場の特徴の伝授期間）を行うなど、作業が停滞しないよう工夫が必要である。

3) 農協主導型（C農協機械利用組合）

C農協管内では、規模拡大に伴う労働力不足に対して、民間企業のコントラクター組織だけでは不十分だったことから、高能力機械の導入による共同作業組織（以下、利用組合とする）を設立する農家集団が増加してきた。このような状況の中で、それぞれの利用組合は独自に活動を行ってきたが、受委託作業の調整や労働力の調達、事務業務などの分野で共通の課題を多く抱えていた。一方、C農協としても農家の経営安定を支援する上でそれら利用組合の安定的発展が重要な課題となってきたことから、平成14年に、C農協が事務局となり役場、農業委員会、農業改良普及センターが支援する体制でC農協機械利用組合（コントラクター連絡協議会）を設立し、利用組合の種々の課題解決にあたっている。

平成14年度におけるC農協管内の利用組合は、飼料収穫作業を行う12利用組合と、ふん尿散布作業を行う9利用組合、うち飼料収穫作業とふん尿散布作業の両方を行う3利用組合がある。これ以外にC農協が液肥散布事業を行っている。これらの利用組合は必ずしも従前のような地縁の組織ではなく、経営運営に対する考え方に協調できるグループや同じ作業体系を希望するグループによって結成されている。

受委託作業実施に当たって、民間企業と連携している利用組合は、飼料収穫を目的とした利用組合に顕著にみられ、12利用組合中8利用組合が民間企業との連携のもとに受委託事業を行っている。ふん尿散布利用組合に比較して飼料収穫利用組合で顕著にみられるのは、飼料収穫作業が4～7人

の組作業によって短期間に集中的に行われることから、構成員農家にかかる労働負担が大きく、かつ補助労働力を常に必要とするため、これらを緩和するため、民間企業との連携が進められてきたことによる。民間企業と連携する8利用組合のうち4利用組合は、全作業に係わる労働力と運搬作業に使用するダンプ、鎮圧作業に使用するタイヤショベル、コンボなどの機械を民間企業から賃借することで作業を実施しており、残りの4利用も運搬・鎮圧作業に使用する労働力と機械を民間企業から賃借することで作業を実施している。

一方、ふん尿散布作業に関しては民間企業との連携により作業を実施している利用組合は9利用組合中2利用組合のみで、多くの利用組合は構成員農家によって作業が実施されている。ふん尿散布分野で民間企業が参入に消極的なのは、利用組合が必要としているのは労働力（C農協管内の相場では、おおよそ2千円/時間）のみで、ふん尿散布作業に係わる機械は酪農に特有な機械であり利用組合が既に所有していることから、機械賃貸収入が見込めず利益幅が小さいからである。また、利用組合側からみても、ふん尿散布作業の適期期間は飼料収穫作業に比較して長く、また、作業体制もそれぞれ作業能率は異なるが1～5名の範囲で作業が可能なことから構成員農家の都合を考慮して作業ができ、労働力不足はそれ程逼迫していないからである。

このような活動をしている利用組合において、C農協機械利用組合は、農家の作業委託要望の調整やオペレーター、補助労働力の調達に係わる民間企業への協力依頼と、個々の利用組合と民間企業間の受委託業務実施条件の調整、員外利用料金の標準化、個々の利用組合の事務業務支援、機械導入に際しての事業採択支援などを行っている。また、C農協機械利用組合は、利用組合全体の発展方向の検討や利用組合間の情報交換の場としての役割を担っているが、現状ではまだ十分とはいえず今後の活動が期待されている。

利用組合等への参加および作業の委託率は、飼料収穫作業が37.7%、ふん尿散布作業は43.2%と比較的高く、また出荷乳量階層規模が大きいほど、飼料収穫作業、ふん尿散布作業の委託率は高くな

っている。

今後、C農協管内における利用組合を中心とした受委託事業が安定して発展していくためには以下の点が課題となる。

C農協機械利用組合を核とした利用組合および利用組合と民間企業の連携に対する円滑な調整。

C農協管内の利用組合は経営運営に対する考え方に協調できるグループや同じ作業体系を希望するグループなど自由な意志選択のもと結成されている。しかし、今後の個々の経営展開によっては協調が困難になる場合や異なる作業体系（堆肥処理からスラリー処理へ変更など）を選択せざるを得ない場合が想定される。現在参加している利用

組合を離脱し、また別の利用組合へ参加する。また、それを契機に利用組合が再編される場合もでてくることから、そうした移行期に受委託事業が停滞しないように、C農協機械利用組合が中心となって利用組合間および利用組合と民間企業との連携関係を円滑に調整することが重要となる。

現状の員外利用料金並の利用料金を前提とした経営の確立。

現在、利用組合が保有する機械は、ほとんどが補助事業によって導入されたものであり、その恩恵により低価格な員内利用料金が実現している。今後、補助事業による導入が困難になる、あるいは構成員農家が所有している機械が更新期を迎え賃借ができなくなり、その分を利用組合で保有し

表4 農協コントラクターの現状と今後の課題

	農協直営型 (A農協コントラクター)	農協調整型 (B農協コントラクター)	農協主導型 (C農協機械利用組合)
受委託の仕組み			
地域内のコトラクターの活動状況	農協コントラクター 民間コントラクター7社	農協コントラクターのみ	農協コントラクター 利用組合18組合 民間コントラクター
運営上の特徴	<ul style="list-style-type: none"> 職員体制:専任7名 オペレーター:専任7名 所有機械:受託作業で使用する機械のほとんどを所有 	<ul style="list-style-type: none"> 職員体制:兼任1名 オペレーター:農家2名、民間1名の出向職員3名 所有機械:高能力機械は農協、それ以外は民間、農家から賃借 	<ul style="list-style-type: none"> 農協機械利用組合が主導する利用組合を中心とした受委託体制 農協機械利用組合は主導役・調整役 利用組合は作業目的別集団、運営は多様
受託作業	飼料収穫、ふん尿散布 資材・飼料運搬、牛舎周辺整備 草地更新、施肥 除雪	飼料収穫、ふん尿散布	飼料収穫、ふん尿散布
利用料金	一番草収穫 35千円/ha 二番草収穫 28千円/ha 堆肥散布 750円/t 液肥散布 767円/t	一番草収穫 22千円/ha 二番草収穫 17千円/ha 堆肥散布 752円/t 液肥散布 625円/t	一番草収穫(員内、員外) 30、45千円/ha 二番草収穫(員内、員外) 20、30千円/ha 堆肥散布(試算値) 490円/t 液肥散布(試算値) 463円/t
農家の委託傾向	A農協管内の乳牛飼養農家戸数189戸 <ul style="list-style-type: none"> 委託率 35.4% 飼料収穫作業 7.9% ふん尿散布作業 33.3% ○出荷乳量階層規模でみると、飼料収穫作業は中規模で多く、ふん尿散布作業はどの階層も30%強。	B農協管内の乳牛飼養農家戸数 65戸 <ul style="list-style-type: none"> 委託率 70.8% 飼料収穫作業 52.3% ふん尿散布作業 58.5% ○出荷乳量階層規模が大きいほど、飼料収穫作業、ふん尿散布作業の委託率が高い。	C農協管内の乳牛飼養農家戸数220戸 <ul style="list-style-type: none"> 受委託率 59.1% 飼料収穫作業 37.7% ふん尿散布作業 43.2% ○出荷乳量階層規模が大きいほど、飼料収穫作業、ふん尿散布作業の受委託率は高い。
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ○中長期の受委託契約の推進と事業計画の策定 ○ふん尿処理利用に係わる作業の計画的・積極的受託 ○機械更新に伴う農協からの経済支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○今後の利用料金体系の策定と利用者への理解促進 ○オペレーターの安定的確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○農協機械利用組合を核とした利用組合間および利用組合と民間企業の連携の円滑な調整 ○現状の員外利用料金を前提とした経営の確立

注) 利用料金のA農協コントラクターは平成15年度価格、B農協コントラクターは平成14年度作業実績から算出、C農協機械利用組合の牧草刈り・収穫価格は飼料収穫利用組合の平成14年度平均価格、堆肥散布・液肥散布価格は平成15年度から拡充実施されているC農協コントラクターの価格。農家の委託傾向で、農協直営型はA農協コントラクターに対する委託傾向で、民間コントラクターは不明。

なければならぬなどの状況が発生すると予想される。B農協コントラクターの実績からみて、員内利用料金が現状の員外利用料金並の水準になれば利用組合の運営は可能と考えられることから、将来的には構成員とはいえ、現状の員外利用料金並の利用料金を前提とした経営の確立を図る必要がある。

4. おわりに

平成11年11月の「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」の施行以降、家畜ふん尿処理施設の整備は徐々に進んできているが、散布による家畜ふん尿の利用は、必ずしも適切な状況へとは進んでいない。

現状では、農家に散布機動力や労働力が少ないことから畜舎周辺の草地を中心に散布される場合も多く、環境負荷・汚染が懸念される事例も少なくない。また、コントラクター組織を利用した場合でも、散布場所は農家の指示により行われるが、草地の植生や土壌分析に基づいた指示とはなっ

ていないことから、家畜ふん尿が必要以上に散布されることも想定される。

家畜ふん尿の適切な利用による環境負荷軽減は、地域全体で取り組まなければ、農家の環境負荷軽減に対する意識を高めることはできず、効果の少ない不十分な結果となってしまう。

草地の施肥管理には草地の植生診断や土壌分析が不可欠であるが、地域の全ての農家個々人が草地の植生や土壌分析に基づいた家畜ふん尿利用と化学肥料施肥を行うことはできない。コントラクター組織等が主体となり対応困難な農家に代わって、農家個々の草地の植生や土壌分析に基づいた家畜ふん尿利用と化学肥料施肥を継続的に実施することが、地域全体での環境負荷軽減に向けた取り組みには不可欠である。

特に地域農業振興の牽引車である農協において運営する農協コントラクターは、地域のコントラクター組織の先頭に立って、コントラクター事業を将来に向かって環境に考慮した事業へと展開させていく時期に来ているかと思う。



地域情報

青森県コントラクターの活動事例

(十和田市 滝沢アグリサービス2002)

青森県草地畜産協会

常務理事 石井 昌之

- 1 十和田市は青森県の東南部に位置し、人口63千人で上北地域の中核的な田園都市である。農業は米を基幹に畜産と野菜を取り入れた複合経営である。
- 2 「滝沢アグリサービス2002」の沿革
 - 1) 水田転作の拡大、畜産農家の規模拡大が進む中で、有機農業、循環型農業を耕畜連携により進めるために、有志による農作業受託組織の設立について14年度から農家レベルで話し合いを進めた。
 - 2) 水田転作地の土地利用集積を行い、認定農家3名が37名の水田54ヘクタールの作業受託を進めることとし、平成15年度に「滝沢アグリサービス2002」を組織した。
 - 3) 平成15年に稲WCS収穫専用機その他関連作業機械を導入し、活動を開始している。
- 3 組 織
 - 1) 組合の名称：「滝沢アグリサービス2002」
代表者 滝沢岩夫
 - 2) 所 在 地：青森県十和田市切田字滝沢71
 - 3) 組 合 員：5名
 - 4) 職 員：期間作業員を雇用
- 5) 運営方法：耕種農家から作業委託申込により年間作業計画を定め、作業を実施する。利用料金は面積当たりで設定。水田農家は作付、栽培管理まで行い、収穫利用は認定農業者が行う。作業受託料は10,000円/10a、収穫物の対価は堆肥交換。
- 4 利用実績
 - 1) 平成15年度は稲WCS収穫専用機その他関連作業機械の導入が遅かったため、稲WCSが13.4ヘクタール、えん麦Sが2.0ヘクタールに留まった。
 - 2) 平成16年度以降は、稲WCS17.7ヘクタールを含め約80ヘクタールの利用を計画している。
- 5 導入機械

稲WCS収穫専用機、稲WCS用専用ラップマシン(1m)、バキュームカー、ロールベアラー、ラップマシン、モアコンデショナー、プラソイラー、マニユアスプレッター、ハイクリブーム

単位：人、戸、ha、頭

農家人口	農家戸数	耕 地 面 積				乳用牛		肉用牛	
		田	普通畑	草地	樹園地	戸数	頭数	戸数	頭数
13,212	2,978	7,220	1,540	949	54	85	4,306	57	3,804

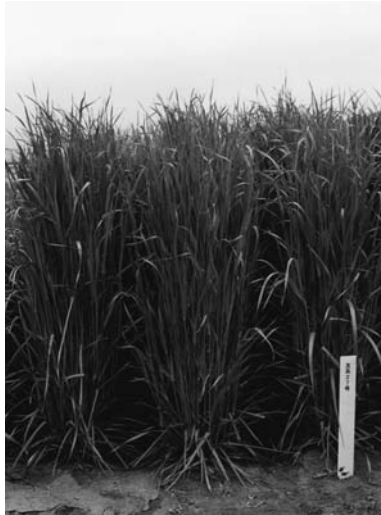
新品種紹介

イタリアンライグラスの新品種「はたあおば」

～耐倒伏性に優れ、多収な早生品種～

【品種の特徴】

茨城県畜産センター育成で、耐倒伏性、収量性に優れる2倍体品種
出穂期が「ニオウダチ」、「ワセアオバ」並で、「タチワセ」より1日遅い
耐倒伏性は「ニオウダチ」並で、「ワセアオバ」、「タチワセ」より強い
乾物収量は「ニオウダチ」より優れ、「ワセアオバ」、「タチワセ」並



はたあおばの草姿



はたあおば（左半分）の耐倒伏性

イタリアンライグラスの新品種「さちあおば」

～いもち病、冠さび病抵抗性に優れる極早生品種～

【品種の特徴】

山口県農業試験場育成で、我が国初めてのいもち病抵抗性品種
出穂期が「ミナミアオバ」より6日程度早い極早生2倍体品種
乾物収量は適地の近畿以西で多収、九州では特に多収
冠さび病抵抗性は強～極強で、耐倒伏性は既存品種並



さちあおばの草姿



さちあおば（右半分）のいもち病罹病程度

会員だより

社団法人 北海道草地協会

今年の北海道は災害の当たり年で、7月、8月の冷夏で水稲、豆類等は指数で70～80%台、そして台風10号により日高、胆振支庁管内を中心に草地についても表土が流出し大被害に見舞われた、更に9月26日早朝の十勝沖地震では農業用施設などの損壊は想像を超える大きな被害となり存続を危惧する農家もいるほど。

しかし、牧草及びコ-ンの飼料用作物は経営に大きく影響を受けるほどではなく、逆に涼しい夏のお陰で生乳生産量が大幅に伸びて生産調整の心配をしている状況です。

このような状況の中で今年度当協会の事業としては、日本草地畜産種子協会からの補助事業、受託事業を中心に事業展開をしておりますが主なものを3つほどご紹介します。

草づくりコンク-ル

平成8年度から本コンク-ルを実施しております、過去7年間で69農場の参加があり、殆ど各年度において北海道の代表者が大臣表彰を受けております。

今年度は今のところ7農場の参加があり、それぞれ自給飼料給与を重視した、ゆとり経営の農場が多いと聞いており、3月中旬に表彰式を兼ねた技術研修会の折に参加した農場の事例発表を予定しておりますが、今年も今まで以上に期待が持てるとの情報もあり楽しみにしております。

高位生産草地への転換

北海道の草地面積は53万4千haですが草地整備改良している草地は非常に少なく、平成14年度の場合、道営等の補助事業で約1万5千ha、地力更新で1万1千haと合わせて5%弱の2万6千haとなっております。

しかも補助事業での整備が今後期待出来ない状

況下で、本事業への関心が高まり酪農専業地帯を中心に需要が多く、今年度も希望面積は約3,700haにもなりましたが、予算的にも厳しいこと、また、本事業がモデル事業であること等から条件設定をして、結果的に22%カットの2,838haとして現在進めております。

今までの草地整備改良は50%以上の補助金を貰って実施するものと言う意識が農家に定着しており、5万円/ha助成の地味な事業ではありますが、来年度以降も希望は多いと思われませんが.....？。

コントラクタ-協議会活動

「飼料受託システム確立事業」(日本草地畜産種子協会の委託事業)で北海道コントラクタ-組織連絡協議会を平成14年1月に発足させて技術研修会等の事業展開をしております。

発足当時全道の組織数は77組織でしたが、現在当協会が把握しているのは111組織で僅か2年足らずで34組織が増えたこととなります。

最近の傾向として面白いのは、TMR(混合飼料)供給センタ-(コントラ組織)を軸にした数戸の草地の共同利用方式の検討があちこちでされている情報を耳にします。

これは、日本草地畜産種子協会のホ-ムペ-ジでも紹介されている「オコッペフィ-ドサ-ビス」をモデルとした波及効果としたら情報活動も捨てたものでもない。

もちろん、オコッペフィ-ドサ-ビスの代表である近藤三男氏は道内外からの講演依頼には極力対応しており、メリットの多いこの方式の今後が楽しみです。

以上 北海道草地協会からの情報でした。

統計資料

平成15年産飼料作物の作付(栽培)面積及び収穫量

平成15年12月18日に農林水産省大臣官房統計部から平成15年産飼料作物の作付(栽培)面積及び収穫量について公表された。その概要は次の通りである。

1 作付(栽培)面積

飼料作物の作付(栽培)面積は、92万9,400haであった。

北海道・都府県別にみると、北海道は全国の66%を占めている。

(1) 牧草

牧草の作付(栽培)面積は79万8,000haで、前年産並みであった。

北海道・都府県別にみると、都府県では減少したものの、北海道では前年産並であった。

なお、北海道のいね科の作付(栽培)面積の増加は、まめ科といね科のまぜまきから移行したことによるものである。

(2) 青刈りとうもろこし

青刈りとうもろこしの作付面積は9万100haで、前年産に比べて1,200ha(1%)減少した。

これは、都府県において乳用牛及び肉用牛の飼養戸数及び頭数の減少等により減少したためである。

(3) ソルゴー

ソルゴーの作付面積は2万1,600haで、前年産に比べて1,500ha(6%)減少した。

これは、青刈り麦類等他作物への転換等により減少したためである。

(4) その他

上記以外の飼料作物の作付(栽培)面積は、飼料用かぶは557ha、その他飼料作物は307haで、前年産に比べてそれぞれ121ha(18%)、50ha(14%)減少した。

2 収穫量

(1) 牧草

牧草の収穫量は2,870万tで、前年産に比べて160万5,000t(5%)減少した。

このうち、いね科の収穫量は1,025万7,000tで前年産に比べて33万7,000t(3%)減少し、まめ科といね科のまぜまきは1,822万5,000tで前年産に比べて126万1,000t(6%)減少した。

これは、作付(栽培)面積は前年産並みであったものの、6月中旬以降の低温・日照不足等の影響により生育が抑制され、10a当たり収量が前年産に比べていね科が170kg(4%)、ま

表-1 飼料作物の作付(栽培)面積(全国)

単位(面積:ha、対前年比:%)

区 分	全 国		北 海 道		都 府 県	
	作付(栽培)面積	対前年比	作付(栽培)面積	対前年比	作付(栽培)面積	対前年比
飼 料 作 物 計	929,400	(99)	611,200	(100)	318,000	(98)
牧 草	798,000	100	573,600	100	224,400	99
うち い ね 科	255,600	101	151,400	102	104,200	99
まめ科といね科のまぜまき	536,500	99	416,900	99	119,600	99
青 刈 り 作 物 計	130,500	(99)	37,600	(102)	92,900	(98)
うち 青 刈 り とうもろこし	90,100	99	37,000	101	53,100	97
ソ ル ゴ ー	21,600	94	—	—	21,600	94
青 刈 り え ん 麦	8,200	(104)	473	—	7,730	(104)
飼 料 用 か ぶ	557	82	—	—	557	82
れ ん げ	122	(75)	—	—	122	(75)
そ の 他 飼 料 作 物	307	86	21	162	286	83

注: 対前年比の()は、14年産は主要な県における調査であった青刈り麦類及びれんげについて、それぞれ前年産と同じ調査対象範囲の計により比較したものである。

め科といね科のまぜまきが200kg（6％）下回ったためである。

(2) 青刈りとうもろこし

青刈りとうもろこしの収穫量は456万3,000tで、

表-2 飼料作物の収穫量(全国) 単位(収穫量:千t、10a収量:kg)

区 分	収 穫 量		10a当たり収量	
	収 穫 量	対前 年比	10a収穫量	対前 年比
牧 草	28,700	95	—	
うち いね科	10,257	97	4,010	96
いね科とまめ科のまぜまき	18,225	94	3,400	94
青刈りとうもろこし	4,563	94	5,060	95
ソ ル ゴ ー	1,312	87	6,070	93
青刈りえん麦(主産県)	230	100	3,640	96

前年産に比べて30万4,000t（6％）減少した。

これは、作付面積が減少したことに加え、6月中旬以降の低温・日照不足等の影響により生育が抑制され、10a当たり収量が前年産に比べて270kg（5％）下回ったためである。

(3) ソルゴー

ソルゴーの収穫量は131万2,000tで、前年産に比べて18万9,000t（13％）減少した。

これは、作付面積が減少したことに加え、6月中旬以降の低温・日照不足等の影響により生育が抑制され、10a当たり収量が前年産に比べて430kg（7％）下回ったためである

平成15年飼料作物作付（栽培）面積及び収穫量抜粋（牧草、青刈りとうもろこし、ソルゴー）

単位（面積:ha 収穫量:千トン）

区 分	飼料作物計		う ち 牧 草				う ち 青 刈 り				
	計	対前 年比	計	対前 年比	うちいね科	うち混播	計	対前 年比	うちトウモロコシ	うちソルゴー	
全 国 計	面積	929,400	99	798,000	100	255,600	536,500	130,500	99	90,100	21,600
	収穫量			28,700	95	10,257	18,225			4,563	1,312
北 海 道	面積	611,200		573,600	100	151,400	416,900	37,600		37,000	—
	収穫量			18,738	96	4,379	14,162			1,906	—
都 府 県	面積	318,300		224,400	99	104,200	119,600	92,900		53,100	21,600
	収穫量			9,962	92	5,878	4,063			2,657	1,312
東 北	面積	121,600		105,300	99	17,600	87,100	16,200		13,300	155
	収穫量			3,361	84	559	2,787			556	5
関 東	面積	47,300		25,200	98	12,500	12,600	21,800		16,700	2,100
	収穫量			1,217	92	618	596			934	125
北 陸	面積	5,150		4,180	99	2,590	1,580	972		347	87
	収穫量			128	90	81	47			15	—
東 海	面積	6,500		4,600	98	3,220	1,360	1,880		691	865
	収穫量			210	92	156	53			36	45
近 畿	面積	3,710		1,780	99	1,480	278	1,920		378	1,300
	収穫量			95	93	83	11			17	72
中 国 四 国	面積	20,200		13,100	96	9,020	4,060	7,050		2,690	3,190
	収穫量			570	92	428	142			120	146
九 州	面積	108,200		64,700	99	52,100	12,600	43,100		19,000	13,900
	収穫量			3,745	99	3,318	428			979	913
沖 縄	面積	5,570		5,540	100	5,540	—	11		2	9
	収穫量			635	90	635	—	—		—	1

そりあそ かいたく ひ ふ
 橇遊び開拓の碑の吹きさらし

土男

多く戦後に入植し、牛を飼った。はや、二代目から三代目にかかろうとしている。その子ども達も寒風の中で逞しく育ち、やがて伝統が引き継がれる。頬を真っ赤にして、橇遊びに興じている子ども達は無心である。「妹乗せて牧の起伏の橇遊び」もこの頃作った。

妹は恋人、妻の意。若い牛飼夫婦の戯れが眩しかった。牛飼の未来が希望に満ちたものであってほしい。

G & S 俳壇

太田土男 選

入 選

初雪を枯山水にまぶしけり 習志野市 小池 純一

枯山水にうっすらつもった雪、それをまぶしたようだといったところで一句が成立している。背後に神の業といった意味合いが込められている。

年忘れ果てて夜空の広がれり 蕨市 赤沢 方子

この句からむしろ「さあこれから」といった未来が感じられる。

文庫本棗挟みて年惜しむ 世田谷区 亀山 久美子

本に喚起されたか、ふと一年を振り返る。来し方を諾っているようなところがある。これも年の節目なればこそその感慨である。

虹の橋秋から冬へ渡りけり 西那須野町 及川 房子

メルヘンに遊べばよい。原句「秋が冬へと」

茶にケーキササヤか老のクリスマス 川崎市 山田 茂

「ささやか」が「老」と響きあって静謐な句となっている。

佳 作

冬晴の山腹歩む影法師	蕨市	赤沢 方子
クリスマス扉のリース替りけり	府中市	智田 喜久雄
クリスマス大中小のたまた箱	習志野市	小池 純一
木枯は彼の一声夜深し	西那須野町	及川 棟雄
牡蠣そばの汁をすすりて母の顔	浦和市	谷口 俊
子の見せし婚約指輪年暮るる	横浜市	垂石 征一
積雪に遊びし吾子の頬染し	足立区	山住 眞子
中庭の太極拳に雪降りり	北京市	山下 憲博
澄みわたる夜空彩るクリスマス	江東区	望月 てる美

監修：農林水産省生産局畜産部 畜産振興課

16年 1月

耕畜連携を進めよう 転作田での飼料作物生産を進めるために

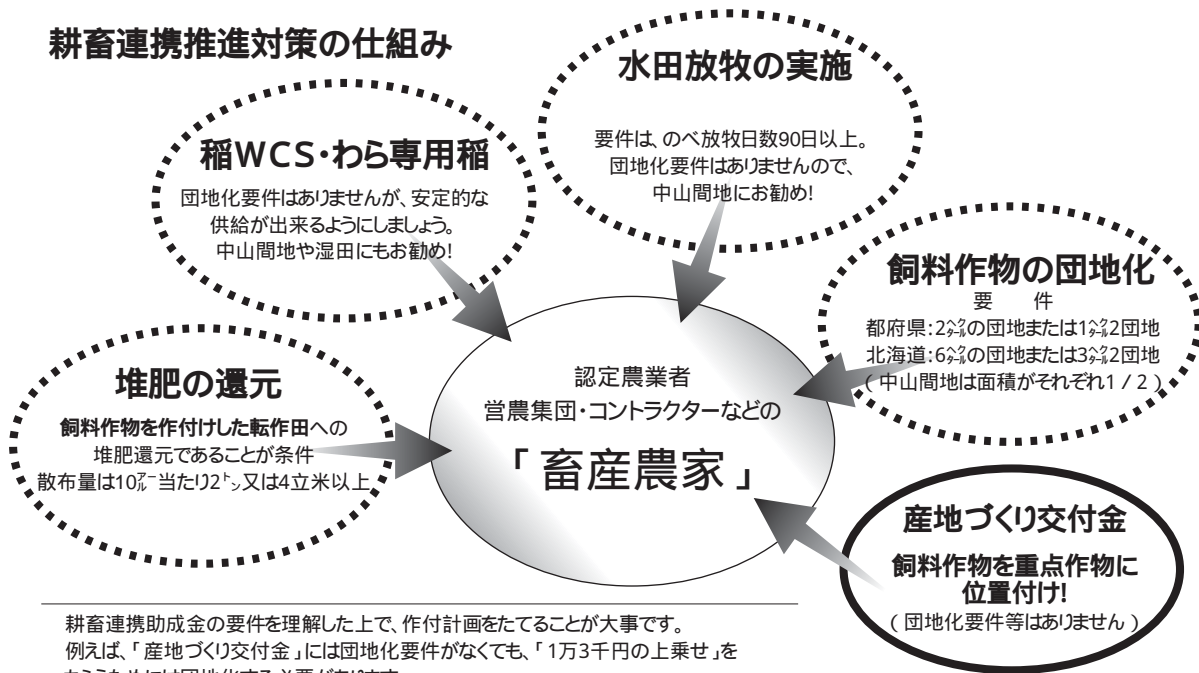
平成16年度から、米政策改革大綱に基づいて従来の転作助成金が抜本的に見直され、水田農業構造改革交付金として、地域自らの発想、戦略で「産地づくり対策」を行うこととなりました。

安心・安全は自給飼料から

産地づくり交付金の助成金にプラスアップ! 「1万3千円が上乘せされます」

和牛の生産振興、酪農経営の安定化のためには、地域で生産した自給飼料を上手に活用することが大切です。耕畜連携を進めて転作田で飼料作物を生産した場合は、地域ごとに定める「産地づくり交付金」からの助成金のほか、全国一律に行われる「耕畜連携推進対策」の助成金（10アール当たり1万3千円）が交付されます。

耕畜連携推進対策の仕組み



耕畜連携助成金の要件を理解した上で、作付計画をたてるのが大事です。例えば、「産地づくり交付金」には団地化要件がなくても、「1万3千円の上乗せ」をもらうためには団地化する必要があります。

具体的な取組方法

「地域水田農業推進協議会」が作る「地域水田農業ビジョン」に畜産の振興のための具体的な生産目標（肉用牛や乳用牛の飼養頭数、転作田での飼料作物作付面積など）、担い手への土地利用集積や耕畜連携の方法などを定めること

畜産農家自らが（農協などの肉用牛部会や酪農部会を通して結構です）、地域の水田の利用状況を見て、自分の経営に利用できる方法（団地化や稲ホールクロップサイレージ、水田放牧、資源循環（堆肥還元）など）を提案すること

産地づくり交付金、耕畜連携助成金は実際の取組を行う農業者や集団等が受け取ることが原則。対象者を決めて、転作田での「飼料供給計画」、「放牧取組計画」、「資源循環計画など」を定め、「地域水田農業推進協議会」に提出すること

この資料の内容は16年1月現在です。今後、変更される可能性もあります。なお、詳しくは（社）日本草地畜産種子協会のホームページをご覧ください。

草地管理指標（草地管理作業編、草地の採草利用編）改訂発行！

（社）日本草地畜産種子協会は草地管理についての技術必携書として農水省監修のもとに「草地管理指標」を順次発行してまいりましたが、このたび標記の書を新たに改訂発行しました。

本書は（独）農業・生物系特定産業技術研究機構畜産草地研究所の小川家畜生産管理部長を主査に又各専門分野のオーソリティを編集委員に委嘱して検討を加え、草地管理のうち、管理作業と採草利用について編纂したものです。

この書を含め、下記の「販売書籍」欄に記された草地管理シリーズは、我が国の草地管理についての技術指標を網羅したもので、草地管理に携わる技術者の必携の書であると同時に草地畜産を学ぶ者の教科書としても使えるものです。関係者の方々は是非この機会にご購入下さい。

購入は下記要領で！

販売書籍

区分	本の名	価格(円)	備考
新刊	草地管理指標 －草地の管理作業編－ －草地の採草利用編－	1,600円	消費税込み・送料別途 (H15.12月)
既刊	草地管理指標 －草地の維持管理－ －草地の土壌管理及び施肥編－	2,000円	消費税込み・送料別途 (H8.3月)
既刊	草地管理指標 －草地の放牧利用編－ －放牧牛の管理編－	1,600円	消費税込み・送料別途 (H12.7月)
既刊	草地管理指標 －飼料作物生産利用技術編－	2,000円	消費税込み・送料別途 (H13.10月)
既刊	草地開発整備事業関係通知集	8,000円	消費税込み・送料別途 (H12.11月)
既刊	粗飼料の品質評価ガイドブック (改訂版)	2,400円	消費税込み・送料別途 (H13.13月)
既刊	草地開発整備事業計画設計基準 (改訂版)	4,900円	消費税込み・送料別途 (H11.2月)

購入申し込みの際は、

1. 郵便番号・住所
2. 氏名
3. 電話番号・FAX番号
4. 書籍名・冊数

を明記の上、下記宛て郵送、FAX、E-mailにてご注文ください。送料は実費、但し10冊以上まとめて納品の場合は当協会が負担します。書籍送付時に請求書を同封しますのでお振り込みください。

申込先：社団法人 日本草地畜産種子協会

〒104-0031 東京都中央区京橋1-19-8 大野ビル3F

1-19-8 Kyobashi Chuoku Tokyo Japan

FAX：03-3562-1651・1652 E-mail:souchi@group.lin.go.jp

畜産の四つのキーワード

安心・安全・安定・安価 は自給飼料の増産から

飼料作物優良種子の
増殖・配布



放牧の推進



社団法人 日本草地畜産種子協会

(全国飼料増進戦略会議事務局)

会長 續 省 三

本所 〒104-0031 東京都中央区京橋1丁目19番8号(大野ビル)TEL03-3562-7032

社団法人 日本草地畜産種子協会

〒104-0031 東京都中央区京橋1丁目19番8号 大野ビル

電話 03-3562-7032

FAX 03-3562-1651

E-mail : souchi@group.lin.go.jp

ホームページ

社団法人 日本草地畜産種子協会 : <http://group.lin.go.jp/souchi/index.html>

ふれあい牧場 : <http://www.fureaibokujyo.jp/index.htm>